No. 456

菜の花

会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06(6226)1165㈹
https://yuipartners.jp

3月 （弥生） MARCH

21日・春分の日

日		13	27
月		14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	
土	5	19	
日	6	20	
月	7	21	
火	8	22	
水	9	23	
木	10	24	
金	11	25	
土	12	26	

3月の税務と労務

国　税／令和3年分所得税の確定申告　2月16日～3月15日

国　税／個人の青色申告の承認申請　3月15日

国　税／贈与税の申告　2月1日～3月15日

国　税／2月分源泉所得税の納付　3月10日

国　税／個人事業者の令和3年分消費税の確定申告　3月31日

国　税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　3月31日

国　税／7月決算法人の中間申告　3月31日

国　税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）　3月31日

地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告　3月15日

ワンポイント　固定資産税の縦覧と閲覧

自治体により差はありますが、毎年4月から、固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間が設けられています。縦覧では、所有する土地・家屋の価格を他の土地等と比較し、その価格が適正であるか確認できます。閲覧は、固定資産課税台帳のうち所有資産の記載事項を確認できる制度で、年間を通じて閲覧できます。

電子帳簿保存法
電子取引データ保存の注意点

今年1月から電子帳簿保存法が大きく見直されました。

ただし、この見直し項目の中でも特に注目度の高かった「電子取引のデータ保存」義務化は、税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、税務調査の際に出力した書面の提出等に応じる場合は、2年の猶予期間が設けられました。

事業者としては、2年後の義務化を見据えて、準備を進めていくことが必要です。

そこで今回は、改正された「電子取引のデータ保存要件」について確認していきます。

1　電子帳簿保存法とは

各税法で原則、紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めたものです。

電子データによる保存は、3種類に区分されています（図参照）。

2　電子取引とは

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルの場合も含みます）、インターネット上に設けたサイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

3　電子取引データの保存

⑴　データ保存の義務化

令和4年1月1日以降、事業者が取引情報を電磁的方式により授受する取引（電子取引）を行った場合は、その取引情報を電子データのままで保存しなければならないこととされました。

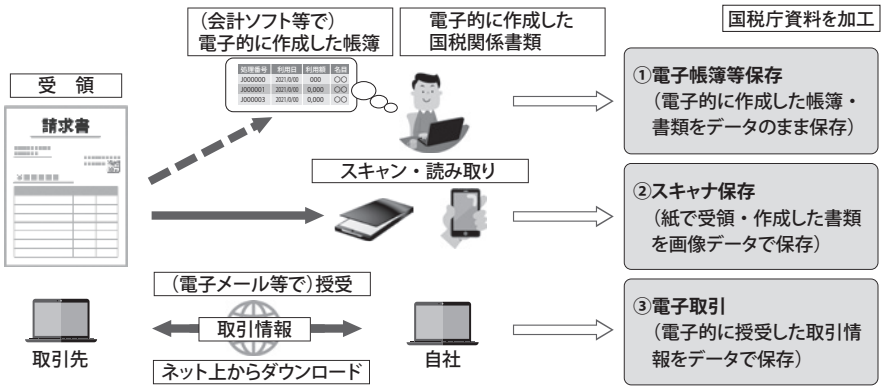

しかし、事業者の間からシステム等の対応が間に合わないという意見があったことから、前述のとおり2年間の猶予が設けられました。

⑵　電子取引データの保存方法

次の電子取引の種類に応じて保存することになります。

① 電子メールに請求書等が添付された場合

・ 請求書等が添付された電子メールそのもの（電子メール本文に取引情報が記載されたものを含む）をサーバ等（運用委託しているものを含む。以下同じ）自社システムに保存

・ 添付された請求書等をサーバ等に保存

② 発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合

・ PDF等をダウンロードできる場合は、ウェブサイトに保存やウェブサイトからダウンロードしてサーバ等に保存

・ HTMLデータで表示される場合は、ウェブサイト

上に保存やウェブサイト上に表示される領収書等をスクリーンショットして、又はＨＴＭＬデータをＰＤＦ等に変換してサーバ等に保存

③　第三者等が管理するクラウドサービスを利用し領収書等を授受する場合

・　クラウドサービスに保存

・　クラウドサービスからダウンロードして、サーバ等に保存

④　従業員がスマートフォン等のアプリを利用して、経費を立て替えた場合

・　従業員のスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールにより送信させ、自社システムに保存（スクリーンショットによる領収書の画像データも可）

⑶　請求書や領収書等を電子データで受け取った場合の保存条件

請求書等を電子データで受け取った場合は、データのまま保存しなければならないこととされています。その場合、真実性を確保する必要があるため、次のいずれかの条件を満たさなければなりません。

①　タイムスタンプが付与されたデータを受領

②　受領後、速やかにタイムスタンプを付与（最長２か月と７営業日以内）

③　データの訂正削除を行った場合に、その記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用

④　訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け

また、検索可能な状態で保存すること（検索要件）や、請求書等のデータを画面出力可能なパソコンやディスプレイを備え付けるといった条件も満たす必要があります。

具体的な検索要件とは、①取引等の「日付・金額・取引先」で検索、②「日付・金額」について範囲を指定し検索、③「日付・金額・取引先」の２以上を組み合わせて検索ができることです。

なお、税務調査の際にデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は前記②・③の要件が、また判定期間に係る基準期間（通常は２年前）の売上高が１千万円以下で、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は、全ての要件が不要とされています。

４　実務上の対応と注意点

⑴　訂正削除の防止に関する事務処理規程の活用

中小企業者や個人事業主では、タイムスタンプ等システムの導入による事務負担やコスト面の問題から、前述の「事務処理規程」により対応するケースが多いのではないでしょうか。

この規程については、どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかについて、事業規模等を踏まえて個々に検討する必要があります。なお、国税庁が規程のサンプルを公表していますので、これから作成される場合のひな型としてだけでなく、すでに自社で作成している場合にも不備がないか確認のため、参考にされるとよいでしょう。

⑵　検索機能を確保する簡易な方法

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることになります。

①　データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力して、特定のフォルダに集約しておくことでフォルダの検索機能が活用できるようにしておく

②　下図のように表計算ソフト等を用いて索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使い検索できるようにしておく

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	㈱霞商店	請求書
②	21210210	330,000	国税工務店㈱	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店㈱	領収書

国税庁資料を加工

⑶　消費税の取扱い

消費税に係る電子取引のデータ保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどに配慮して、令和４年１月１日以後も引き続き書面に出力することにより保存することも認められています。

税金クイズ

次のうち、所得税のかからない収入はどれでしょうか。
①クイズ番組の賞金
②当たり馬券
③宝くじの当選金

【解説】

営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得を一時所得といいます。

この一時所得には、次のようなものがあります。

⑴ 懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）
⑵ 競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）
⑶ 生命保険の一時金（業務に関して受けるものを除きます。）や損害保険の満期返戻金等
⑷ 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除きます。）
⑸ 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

宝くじの当選金は「当せん金付証票法」という法律で当選金の大小に関係なく所得税を課さないと定められています。宝くじの購入費用の約40％は地方公共団体の収益となり公共事業の財源に充当されていることから、当選金に課税をすることは二重課税の問題にもなり得るため、法律により非課税とされています。

宝くじと同様非課税となるものには、「ロト」、「ナンバーズ」、「toto」等があります。

――― 正解は、③宝くじの当選金でした。

世界の税金 学位税（オーストラリア）

オーストラリアの大学の多くは、国立大学であり、学費の多くは国が負担しています。学生が負担する学費の一部は後払いとされ、卒業後に支払うことが通常となっています。

大学進学率が高くないオーストラリアでは、一般に大卒者はエリートとして扱われ、高収入の就職先を見つけることができます。

こうした高収入の大卒者に対しては、3％～6％内で学位税が徴収されます。しかし、収入が一定額に満たない場合には、上乗せされません。

親の経済力によって若者の学びの機会が失われないよう、教育を受ける権利という意味では平等に配慮された仕組みとも言えます。

KEY WORD 所得拡大促進税制と雇用安定助成金

中小・小規模企業向けの賃上げ税制である「所得拡大促進税制」は、令和3年4月1日以後開始事業年度から雇用者給与等支給額が前事業年度と比較して1.5％以上増加している場合には、給与等の増加額（控除対象雇用者給与等支給増加額）の最大15％の税額控除を受けることができます。コロナ禍の賃上げと積極雇用に貢献した中小企業を評価する仕組みとするため、給与等の集計対象が継続雇用者に限られなくなっていますので、事務手続きが簡便化されています。また、一定の上乗せ措置もあります。

なお、雇用安定助成金等を受け取っている場合は、給与等の集計上、次の差異がありますので申告の際には留意が必要です。

① 雇用者給与等支給額の集計
→雇用安定助成金は控除しない
② 控除対象雇用者給与等支給額の集計
→雇用安定助成金は控除する